

(6) 地震・災害時の対応

1 管理・運営、施設・整備にかかわること―地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等―

<p>内容</p> <p>日常的に学校には、地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等、管理・運営、施設・整備にかかわる事項に適切な対応を迫られる場合がある。これらの対応には、日ごろより学校としての対応・対策を整理し訓練して、具体的に予防に努め、非常事態に備えることが重要である。また、保護者や住民等の外部の声に耳を傾け、理解、協力を得るようにすることも大切である。</p>	
<p>予 防</p> <p><input type="checkbox"/>地震については、災害予防措置（転倒防止策、避難経路の確保）や日常点検（非常持ち出し品、備蓄食料、児童・生徒常備薬の確認等）を励行する。また、緊急地震速報に対応できるように、具体的な訓練をとおして防災意識を高める。発災後の態勢（災害非常配備態勢計画、食糧等配給計画、指示・伝達体制）を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震を想定した避難訓練（年3回） ・地震を想定した保護者による引き取り（6月） <p><input type="checkbox"/>緊急時の保護者への引き渡しができるよう、4月当初に引き渡し名簿を作成する。</p> <p><input type="checkbox"/>風雪水害については、学校から家庭への緊急連絡の方法について周知しておく。また、児童・生徒の実態に即して柔軟な対応が図れるよう、日ごろより整備しておく。</p> <p><input type="checkbox"/>火災については、法令に基づいて防火管理体制を整え、点検を日常業務化する。また、「自衛消防計画」に基づいた想定訓練を行い、防災知識と実践の普及向上に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>児童は、一定の通学経路を登下校するように日ごろより指導するとともに確認する。</p> <p><input type="checkbox"/>日常的に住民組織、近隣の学校との連携を推進する。</p>	<p>配慮事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策基本法」、東京都及び区市町村の地域防災計画、「学校防災マニュアル」等を参考に学校防災計画を立案し、対応・対策、訓練に努める。 ・学校としての対応について、マニュアル化、図示化配布し、保護者・所属職員に周知徹底する。 ・日常業務及び訓練のマネリ防止に努める。 ・防災教室、防災教育の推進 ・交通機関の事故の内容（スト、車両故障、交通事故等）に応じた連絡方法応援態勢を想定しておく必要がある。 (職員の緊急メールの整備、参集時間の把握) ・防災ネット、安全マップづくり
<p>対応</p> <p><input type="checkbox"/>学校所定の計画に基づいて組織的に対応する。</p> <p><input type="checkbox"/>被害状況、事故状況の把握と外部情報（インターネット、テレビ・ラジオ等）の収集に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確保第一に学校防災計画の作成と点検 ・情報収集手段の確保とその有効活用非常警戒宣言の導入

□震度5弱以上の地震が発生した場合

①「倒れてこない」「落ちてこない」「移動してこない」

場所へ避難

児童に直接かかわる職員

- 1 児童の安全確保
- 2 放送(ホイッスル等)の指示に従う

児童にかかわっていない職員

- 1 児童の誘導安全確保
- 2 校内異常についての点検確認(初期消火等)
- 3 警察・消防・教育委員会へ連絡
- 4 保護者へ連絡

② 一斉メールにより、引き渡しを行う。

☆児童を学校内の安全な場所に止め、保護者による引き渡しを行う。

□危険箇所の確認

□放送設備、機械設備、電気設備確認

□消火用設備点検

□非常電源点検

□食糧配給の用意

□関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との連絡ラインを確保し、連携して対応する。

□心臓発作等の緊急時においてはAEDを使用する。

□管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的に対応する。(指示・伝達・記録)

□状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

○対応の**責任者を校長**とし、実際の**指揮は副校長**がとる。

・緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置(旗)し、人員の確認報告を受ける。

○担任

・児童の安全確保を最優先し、その後保護者への連絡を行う。

○副校長

・メール連絡網・掲示板を使って各保護者へ情報を伝える。

○用務主事

・施設の安全を確認する。交通の状況を確認する。

○事務主事、栄養士

・電話対応に当たる。

・外部及び内部との連絡ラインの確保

・指示・伝達のラインを確認して記録をとる。

※震度4以下の地震の場合は、原則、安全を確認した上で各自による下校となるが、児童の状況によってまたは被害の状況によっては、集団下校、または保護者による引き渡しを行う。

□校舎内からの出火が発生した場合

① 緊急放送に従い、すべての行動を止めて放送を聞く。

児童は、教職員の指示に従い、防災頭巾を着用して、校庭へ避難する。

出火元に最も近い職員が管理職に報告出火元を確認する。

児童に直接かかわる職員

- 1 児童の安全確保
- 2 放送(ホイッスル等)の指示に従う

児童にかかわっていない職員

- 1 児童の誘導安全確保
- 2 校内出火箇所等の確認対応(初期消火等)
- 3 警察・消防・教育委員会へ連絡
- 4 保護者へ連絡

② 一斉メールにより、引き渡しを行う。

☆児童を学校内の安全な場所に止め、保護者による引き渡しを行う。

□危険箇所の確認

□放送設備、機械設備、電気設備確認

□消火用設備点検

□非常電源点検

□食糧配給の用意

□関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との連絡ラインを確保し、連携して対応する。

□心臓発作等の緊急時にはAEDを使用する。

□管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的に対応する。(指示・伝達・記録)

□状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

○対応の**責任者を校長**とし、実際の**指揮は副校長**がとる。

・緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置(旗)し、人員の確認報告を受ける。

○**担任**

・児童の安全確保を最優先し、その後保護者への連絡を行う。

○**副校長**

・メール連絡網・掲示板を使って各保護者へ情報を伝える。

○**用務主事**

・施設の安全を確認する。交通の状況を確認する。

○**事務主事、栄養士**

・電話対応に当たる。

・外部及び内部との連絡ラインの確保

・指示・伝達のラインを確認して記録をとる。

※近隣家屋で火災が発生した場合

○教職員

(1) 校長の判断のもと、副校長は、避難指示の放送を入れる。

(2) 緊急放送を受けて、担任および専科教員は、児童に防災頭巾等を着用させて、校庭に避難誘導する。

※休み時間・放課後に発生した場合は、教職員が近くにいる児童を呼び寄せて、校庭に避難誘導する。

(3) 各階の担当者は、その階を巡回し、未退避児童を誘導する。

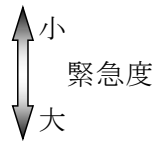
(4) 緊急放送を受けて、副校長は、校庭に本部を設置(旗)し、人員の確認報告を受ける。

□東海地震に関する対応

☆「東海地震注意情報」

「東海地震予知情報」

「警戒宣言」



が発令された場合

・一斉メールにより、引き渡しを行う。

(授業は原則として打ち切り)

☆学校で保護する児童

- ・保護者留守宅の児童
- ・保護者と連絡のつかない児童
- ・電車・バス等で通学している児童

- 危険箇所の確認
- 放送設備、機械設備、電気設備確認
- 消火用設備点検
- 非常電源点検
- 食糧配給の用意
- 関係機関（警察、消防、医療、行政、住民組織）との連絡ラインを確保し、連携して対応する。
- 心臓発作等の緊急時においてはAEDを使用する。
- 管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的に対応する。（指示・伝達・記録）
- 状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

報告

- 学校の施設に関すること（火災・風雪水害・地震等）
- 学校の管理運営に関すること（交通機関のスト、風雪水害等による臨時休業、繰り上げ、繰り下げ授業等、実施後の報告）
- 非常変災による臨時休業等の場合、「教育課程の一部変更届」を連絡後すぐに報告書提出

備考

☆下から順に、緊急度が高い。

※「東海地震」関連で、発令があった場合は、原則授業は打ち切り、引き渡しによる下校となる。

※待機児童については、震度5弱以上の地震発生時に準じる。引き取り名簿等で確認できない児童は、必ず学校にとどめる。

警察 110番
消防 119番

- ・所管の教育委員会へ報告（本庁から直接調査依頼があったときは、本庁へ報告する。）
- ・所管の教育委員会へ報告書等を提出
- ・電話での事前・事後の連絡を行う。

□休み時間の対応

1 校庭：

落下物・転倒物のない中央へ
集まり指示を待つ

2 教室：

落下物(ガラス等)・転倒物(机・
ロッカー等)のないところへ避難し、
指示を待つ

3 廊下・階段：

その場で身をかがめ、指示を待つ

□校外学習時の対応

1 看板やガラス等の落下物、
転倒物から離れる

2 津波の危険がある場合は
高台へ避難

3 児童の安全を確認した後、
安全な場所へ避難する

4 負傷者がいる場合は、救急隊を
要請する

5 学校へ状況を報告

※電車・バス等を利用して通学
している児童に対しては、
個別に指導をくり返す。

□登下校時

- 1 看板やガラス等の落下物、
転倒物から離れる
- 2 近くの公園や空き地など
安全な場所へ避難する
- 3 揺れが収まったら、学校か自宅か
近い方へ避難する
(留守家庭の場合は、学校へ
来るよう日頃から伝えておく)
- 4 電車・バス等で通学している
児童は、保護者と学校へ連絡する

☆児童の安全確保が
最優先

「倒れてこない」

「落ちてこない」

ところへ

☆「報」「連」「相」
の徹底

□風水害に関する対応

<前々日>

保護者あて予告通知

内容：教育委員会からの連絡を受け、保護者あての予告通知を作成・配付する。

<前日>

保護者あて通知

内容：教育委員会の決定を受け、保護者あての通知を作成・配付する。

台風や大雪など、気象庁の情報により事前予測可能な事態に対して

※今後、安全対策を講じる可能性がある
ので、HP や緊急連絡メール
で確認してほしい旨をお知らせ
する。

※必要に応じて、学校独自情報を付
加する。

※あいキッズの状況、学校給食の状
況を情報提供。

※緊急メールを発出する。

<p>学校関係者への連絡</p> <p>内容：決定内容を学童擁護員、スクールガード、いたばし子ども見守り隊に連絡し、通学路の安全を確保する。</p> <p>緊急連絡メール配信（学校登録者あて）</p> <p>内容：決定内容を登録者に配信する。</p> <p>緊急連絡メール未登録者への対応</p> <p>内容：緊急連絡メール未登録者に対して、決定内容を周知する。</p> <p>学校ホームページ更新</p> <p>内容：決定内容を学校のホームページにアップする。</p> <p><当日></p> <p>状況報告</p> <p>内容：教育委員会からの照会に回答する。</p> <p>学校ホームページ更新</p> <p>内容：実施内容を学校のホームページにアップする。</p>	<p>※必要に応じて、学校独自情報を付加する。</p> <p>※保護者に分かり易い表現に努める。</p>
---	--

